

大阪府監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年2月26日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 西野 修平
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗

指示事項に対する措置

（行政財産使用料の減免措置について）

監査対象機関名	大阪府八尾土木事務所	
監査実施年月日	平成23年12月8日	
	監査の結果	措置の状況
	都市計画道路の先行取得用地を市の図書館駐車場用地等として使用料全額免除により使用許可を与えているが、平成23年3月25日付け総務部通知「使用料及び貸付料の減免について（通知）」に示された行政財産使用料の減免基準を満たしていないと考えられる。府の方針は、相手方を問わず有償を原則としており、単に相手方が公共団体であることや、その事業の公共性、公益性のみにより、直ちに減免するものではないことから、早急に減免措置の適正化のための取り組みを行われない。	行政財産使用許可及び普通財産貸付けに係る使用料及び貸付料の減免については、各財産管理者における個別の有償化協議に先立ち、財産活用課が大阪府市長会・町村長会と協議することとなり、当該協議を経て、平成25年10月17日付け財産活用課通知（財活第1681号）「使用料及び貸付料の減免措置に関する今後の対応について（通知）」が示された。 監査委員の指示があった都市計画道路先行取得用地の使用許可については、当該財産活用課通知を受けて、交通道路室とともに八尾土木事務所が東大阪市と協議を進め、平成26年度に平成27年度中に使用料の有償化を行うことで、東大阪市と合意した。

その後、平成27年6月23日付けで有償化に向けた覚書を締結し、同年8月13日付けで有償による同年9月1日からの使用許可を行い、同年8月25日に平成27年度分の使用料を収納した。